

◆1975年10月29日第3種郵便物認可 毎月1回10日発行◆

関西労災職業病10月号

(通巻第137号)

関西労働者安全センター 1985.10.10 発行

大阪市西区新町2丁目19番20号 西長堀ビル4階

☎ 06・538・0148 [〒550] 郵便振替口座 大阪6-315742 100円



●労災治療のしめつけ 375 通達へ反撃を /	1
●労災保険法の改悪に反対しよう /	4
○安全衛生ひとつくちメモ	6
○「公務員の安全衛生」講演会案内	7
○VDT労働の安全衛生	8
●健診だより	10
●前線から (ニュース)	11

労災治療費への反撃!

375通達へ反撃を!

—— 神奈川(9.4)につづき大阪でも提訴へ ——

一九八二年五月三十一日付で労働省労働基準局長が発した基発第三七五号「労災保険における「はり・き

ゅう及びマッサージ」の施術に係る保険給付の取扱いについて」と題す

る通達(以下、第三七五通達といふ)

に關しては、これまで何度も何度となく

当機関誌にて報告してきた。われわ

れは、同通達が発令される約一年前つまり一九八一年当時より全国的な

反対闘争を展開し現在もなお継続し

ている。その闘いの経過および今後

については最後に述べるとして、まことに三七五通達がいかなるものであつたかを再確認する意味で、その内容

とそれに対するわれわれの批判について述べてみたい。

不當な

「針灸治療制限」

まず、労災保険による「支給対象」

としての針きゅう施術の位置付けについて

①原疾患の後遺症状としての疼痛

シビレ及び麻痺等の改善が期待し得るものと主治医が認めた場合、とす

ることによって、針きゅう施術を「本来」の治療とは認めず、単に「症状固

定」後の後遺症に対するアフターケア的なものへと落とし込めたものである。そしてまた、保険による「施術期間」も制限してきており

②施術期間は、初療の日から九か月とし、施術効果がなお期待し得る

場合は、三か月の限度で延長を認め

るものとする、というものであり、

つまり、針きゅう治療の保険給付を最大限一年で打ち切ろうというものであった。

主な内容はこの二点に集約できる

ものと思われるが、しかし全般的によ

医学的根拠をまったく明らかにしないまま出されたものであり、もっぱら労災保険の財政上の観点からなされた行政指導であつて、実質上労災職業病被災者を切り捨てるという不当極まりない内容をもつたものである。

従来、すなわちこの三七五通達の実施以前は、労災保険の取り扱いにおいては、針きゅう治療の施術期間の制限はまつたくなく、その治療効果を一般的に認めた上で、個々の被災者の傷病の状態を踏まえ、その必要に応じて施術期間は医師の判断にまかされていたのである。そのことによつて多くの被災者は症状の程度に応じ必要なだけ治療を受け職場復帰に向けて着実に、そして安心して健倣を回復していくことができた。

労働省は被災者の声を踏みにじりながらの根拠も示すことなく、さらには個々の被災者の症状もまったく無視する画一的な針きゅう治療の打ち切

りを強行してきたのである。この結果、全国各地で数多くの労働災害・職業病被災者が保険給付を打ち切られ、安心して治療を受ける機会を奪われ、経済的にも精神的にも極めて不安定な状態に落し込められたのである。このことは同時に、被災者の職場復帰への道を閉ざし、あるいはこれを遅らせることとなり、被災者の健康回復へ向けた努力を踏みにじることになった。こういったことがまさにあの三七五通達の悪らつな内容であり、またそれによって引き起こされた事態である。

次に、この約五年間われわれが闘つてきたその軌跡について若干ふれておこう。

一方、全国的な取り組みとしては八二年五月と八三年三月に労働省本省に対する中央抗議行動が行なわれた。なかでも八三年三月の行動には、社会党、総評をはじめ各地の被災者団体、十をこえる単産等、約八〇〇名が参加した。しかし、このような全国的に盛り上がった反対闘争も八

燃え広がった反対運動を 基礎に新たな斗いへ

先にも述べたように、われわれは同通達が発令される約一年前から反

四年に入る頃から一定の後退を余儀なくされる情勢に至り、その頃から新たな闘争方針のひとつとして「法廷闘争」が提起されてくる。それはあくまでも大衆運動を基盤にしたものとしてあり、事実、その後も大阪においては労基署、労基局交渉は継続され、現在も全港湾大阪支部（とりわけ米穀運送分会）による現場での闘いが展開されている。

不支給決定を受けて

舞台は法廷に

ここで、今回の法廷闘争における原告である鈴木真規子さんの経歴について記しておく。

鈴木さんは、一九七四年に社会福祉法人今川学園キンダーサイドに就職し、精神薄弱児の母子通所施設の保母の仕事に従事していたが、七五年頃より腰痛にかかり、治療を受けながら勤務するようになつた。しか

し、過酷な労働のため症状は漸次悪化し就労にも支障をきたすようになり、ついに八一年四月に労災申請を行ない、同年七月に業務上認定が下された。鈴木さんは認定後も引き続き休業して治療に専念してきたおかげで症状も回復してきたため、八二年四月よりリハビリ就労を開始した。その後も一過性の症状増悪をみながらも針きゅう治療を受けながら就労を継続していた。

しかしながら天満労基署は、八三年四月一日以後の同氏の針きゅう治療に要した療養補償給付の請求に対し、不支給決定を下してきた（八四年十二月）ただちに審査請求を大阪労災保険審査官に申立てたが、本年六月二八日、同審査官は審査請求を棄却してきた。この「不支給」ある棄却してきた（現在は中央審査会にて審査中）。この「不支給」あるいは「棄却」の理由はいずれも以下のよう

なものであった。すなわち「針きゅう治療をどの程度まで療養補償給付の対象とするかは、労災法十三条二項に基づき、政府の権限に属するものであるから請求人の主張は認められない」と。この中で行政があげている労災法十三条二項とは「療養の範囲に限る」というものである。すなわち、政府・労働省はこの一文をもつてきて、療養給付の支給の範囲の決定は「政府の権限」であるという理由で一方的に治療制限をかけてきたものが、まさに三七五通達であった。

※なお、鈴木さんは、保険給付を打ち切られた後も自費で針きゅう治療を継続し、現在では症状も回復し完全に職場復帰している。

法廷での斗争へ

全面的支援を

われわれはこの間この労働省の見解に対し一貫して労基法、労災法の

基本姿勢を盾に、個々の被災者の傷病実態を無視した画一的な療養補償

給付の打ち切りに反対し、またその違法性について指摘してきた。この点につき今後、十一月にも提訴し法廷闘争へもちこまれるわけであるが、

現在、安全センターとしても全面的支援体制を整えつつある。

なお、九月四日には同主旨の提訴が神奈川で行われた。全国のみなさんにはこの闘いへの参加、支援を強くお願いする。

点につき今後、十一月にも提訴し法廷闘争へもちこまれるわけであるが、の流を止めるためにも、なにがなん

山場むかえる労災法改正問題

はじまた「使用者側の不服申立」のみ込み

次期通常国会への提出が確定している労災保険法改「正」問題は、十月にはいり一つの山場を迎えている。一九八二年に設置され、本年七月に懇談会は、去る十月十二日に労働側と公益側の会議で再開された。当日には、これまで約三年間にわたる同懇談会での検討事項を集約した公益側素案が提出されたという。しかし

ながら、その素案は十月二十一日段階においても未だ公表されていない（理由は不明）。ゆえに同素案がいかなる内容をもつたものかについては、安全センターでも正確にはつかんではいない。しかし、おおよその情報は入手している。

それによると、①使用者の不服申立制度の創設、②産業医の活用の問題、③高額年金受給者の上限設定、

ながら、その素案は十月二十一日段階においても未だ公表されていない（理由は不明）。ゆえに同素案がいかなる内容をもつたものかについては、安全センターでも正確にはつかんではいない。しかし、おおよその情報は入手している。

そこでは次に、十月十二日に提出されたという公益側素案の内容について見ていく。

カケラも認めではならない

使用者の不服申立制度

まず第一に触れておかねばならぬ内容は、①の「使用者の不服申立制度の創設」である。今回、この問題は、労災の業務上外認定に際し、使用者、産業医がモノが言える条件づくり」という、いわば新たな審査制度の創設に向けた「基盤作り」という主旨、形態をとっているという。

しかし、たとえ「基盤作り」といえども、今回の改悪において、これについて一步でも譲つてしまえば、次には新制度の確立へと結びつくものであり、この問題に関しては、使用者がモノを言える条件』のカケラさえ認めてはならない。

そもそも、この不服審査制度の見直し問題は、さかのほること十二年前、一九七三年に関西経営者協会が発表した『労働者災害補償保険制度

の改正に関する要望』の中にもり込まれていたものである。それ以来、使用者側は労災保険法改「正」のたびにこの問題を提起してきている。これまで幸か不幸かこの「見直し」は実現していない。しかしながら、あの関経協の「要望」の他の内容に

関しては、この十二年間の間に着々と実現されてきており、今回は、よいよ改悪の本命たる「不服審査制度」に本腰を入れはじめたと考えるべきである。この問題は、労災保険法、至っては労働基準法の基本姿勢である労働者およびその家族の保護についても、今回の改悪において、これについて一步でも譲つてしまえば、次に

といふものを否定しようとする内容

がある。この問題に関しては、使用者

がモノを言える条件』のカケラさえ

認めてはならない。

次に、②の「産業医の活用の問題」について若干触れておこう。これは

い。

前述した①の内容にも関連すること

であるが、要するに、労災の業務上

外の決定にあたって産業医の意見を

重視せよ、というものである。この

問題について使用者側は次のような

論を述べる。すなわち「特定の医療機関が安易に業務上の診断をするた

め、労働者の日常をよく知る産業医

の意見を聞くべきである」と、そし

て、こうも述べている。「審査医制

度が望ましい」とも。しかし、一般

的に産業医というものについて考え

てみると、彼らは企業に雇われてい

ることから、企業にとつて都合の悪

いことには触れず、また口を出さな

いというのが一般常識であり、この

ようなことを考え合わせれば、産業

医というものがいかに客観性に欠け

るかは明らかである。たとえば大企

業における実態をみればよくわかる。

労働災害、職業病隠しに会社側と一

体になり、それへの協力をおしまな

い産業医のことを思い浮かべてほし

べるとし、最後に、今回の改悪に向

けての今後の当面のスケジュールを

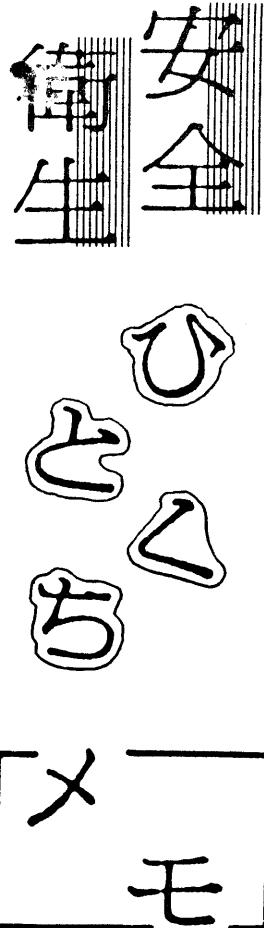
記しておく。

労災法改悪に

「地域・職場から反対の声を」

先ほど述べた公益側素案の使用者側への提示が十月二十四日に予定されており、そして十一月七日～十日には

者会談が再開され、早ければ十一月下旬には「基本問題懇談会」としての最終素案が作成されるという。そして十一月中には公労使の三回目の会議が設定されているという。その後の日程については明らかではない。



人間には、一日二十四時間の周期とする生理的リズムがある。それによつて、睡眠の効果もちがつてくる。同じ時間寝ても、生理的リズムの位相の高い昼間と、低い夜間では、疲れのどれぐあいがある。人は夜はねるものなのである。この生理的リズムを応用して、いくつかの

原則をあてはめ、就寝時刻と睡眠時間によつて「睡眠効果」に点数をつけたのが表である。一〇〇点に満たない点数をマイナス点数として、睡眠不足の一つの目安と考えられる。

三重交通スキーバス転落事故について、過労運転をさせたとして会社が書類送検された際、学者の意見書

いが、コースとしてはその最終素案が労災保険審議会に提出され、大臣答申から国会提出となる。

今までに山場を迎えている労災法改悪の阻止に向けて、各地域・職場において大衆的な反対運動を拡げていこう。

の中でこの方法が使われたといふ。

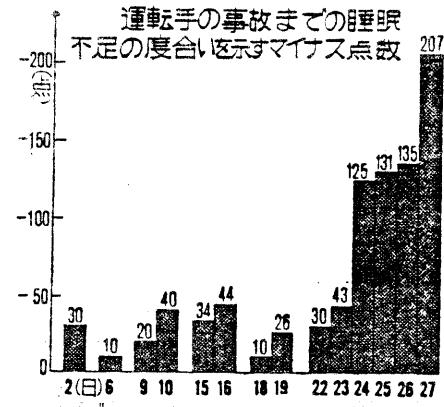
表の考察者によれば、マイナス五〇点で要注意の睡眠不足、一〇〇点以上で直ちに休み必要であるとのこと。事故で死亡した運転手は、翌日遅番の二一日に睡眠不足は解消したが、公休出勤した二二日、変則・過密勤務が続き強度の睡眠不足・過労状態であったとされた。

ただし、表はあくまでも均値的なもので、また実際は、労働による疲労の度合によつて、睡眠による回復効果も異なる点はおさえておく必要があるので、一つの推定方法であることはおさえておく必要があるだろ

(表は次ページ)

睡眠 労 事 情 告 白 表

就寝時間	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	1	2	3	4	5	6	
睡眠時間																								
1	9	8	8	8	8	8	8	8	9	9	9	10	10	11	12	12	12	12	12	11	11	10		
2	19	18	18	18	18	18	18	18	19	20	20	21	22	23	25	26	26	26	26	25	24	23	21	
3	29	28	28	28	28	28	28	29	30	31	32	33	35	37	39	40	40	40	40	39	38	36	34	31
4	39	38	38	38	38	38	39	40	41	43	44	46	49	51	53	54	54	53	52	50	47	44	41	
5	48	47	47	47	47	48	49	50	52	54	56	59	62	64	66	67	67	66	65	63	60	56	53	50
6	56	55	55	55	56	57	58	60	62	65	68	71	74	76	78	79	78	77	75	72	68	64	61	58
7	64	63	63	64	65	66	68	70	73	77	80	83	86	88	90	90	89	87	84	80	76	72	69	66
8	71	70	71	72	73	75	77	80	84	88	91	94	97	99	100	100	98	95	91	87	83	79	76	73
9	77	77	78	79	81	83	86	90	94	98	101	104	107	108	109	108	105	101	97	93	89	85	82	79
10	84	84	85	87	89	92	96	100	104	108	111	114	116	117	117	115	111	107	103	99	95	91	88	88
11	91	91	93	95	98	102	106	110	114	118	121	123	125	125	124	121	117	113	109	105	101	97	91	92
12	98	99	101	101	108	112	116	120	124	128	130	132	133	132	130	127	123	119	115	111	107	103	101	99
13	106	107	119	111	118	122	126	130	134	137	139	140	140	138	136	133	129	125	121	117	113	110	108	106



(注1)グラフ記載のない日は睡眠不足が解消していった。

(注2)疲労の蓄積は22日から始まり事故前日の27日には、マイナスが207に達している。

安全衛生委員会の つくり方すすめ方

庄司 悠一・著

推進パンフレット

地方自治体における
安全衛生委活動を
組合の立ち場から
わかり易く解説

A5 85ページ 700円
発行：労働基準調査会
●安全センターで取り扱っています。

▽ VDT労働の安全衛生 七五名が受講

「ひつあえずの対策 10原則提案をうけ活発な発言

九月十八日、第五期労災職業病闘争講座の特別講義を府立労働センタードで開催した。講師に、労働科学研究所の酒井一博氏をお願いし「▽D労働の安全衛生」と題して行なったこの講座には七五名の受講があった。約一時間半の講演の後も活発な質疑があり、この問題への現場からの関心の高さが浮きぼりにされるものとなつた。以下、講座内容の一部について紹介しておく。

▽D労働は、OA機器が急速に職場へ導入されるという背景の中で見られるという状態になつておる労働組合によるそれへの対策が大いに必要になってくる。現在、その基準として労働省のガイドラインや産業衛生学会の勧告が出されているが労組側の取りあえず最底限やらなければならぬ対策として考えてみると、こうした基準がことこまかに決めたもので詳しすぎるという難点が存在する。

酒井氏はこうした問題を指摘した後、個人的に短い時間でまとめたものと前置きしながら、次の10原則を取りあえずの対策として提案した。

二、健康診断に頼りすぎないで、職場条件の改善を積極的に取り上げる。

三、労使間でガイドラインをとり決めて運用する。

四、▽Dの専門オペレーターをつくらない（下請も含めて）。

五、作業量、作業時間の総量規制をする（残業も含めて）。

六、一連続作業時間の規制と弾力休憩の取り入れをする。

七、照明、騒音、換気などの環境条件を整備する。

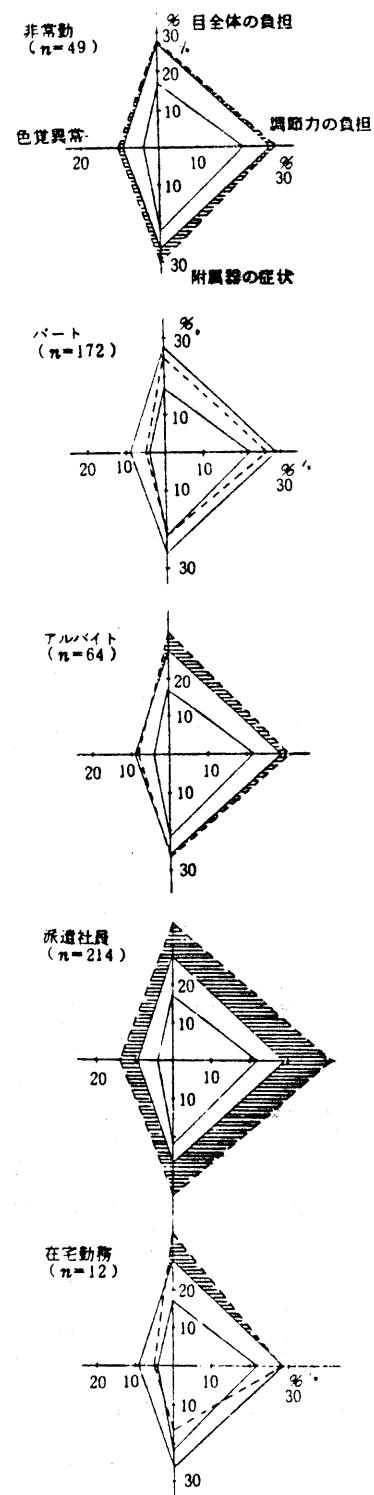
八、調節できる機器を使う。

九、ソフトウエアの改善要求によって仕事のやりやすさをめざす。

十、充分わかる教育訓練を要求する。

この他、特にコンピューター労働では現在、派遣社員という形で▽D作業に専念する例が目立つておりこの点について左図を示して強調された。

雇用形態別にみた目の症状の
4因子群別の訴えパターン



実線：内側：非VDT群の平均パターン

外側：VDT群の平均パターン

破線：該当雇用形態別の平均パターン

今、栄養はOK、さて労働環境は??

けんしんだより

松浦診療所 健診部

スポーツの秋とかで、ジョギング等を始めた人も多く、自分の健康は自分で守るということも定着してきつつある様です。(私達の調査によつても特に中・高年層に多く、つけ加えればタバコを禁煙する人もこの年代に多い)「自分の健康は自分で守らなきゃ」というのも当たり前で、大

いに奨励されてしかるべきでしょ。しかししながら、私達という面で考へれば、また一方の面が見えてきます。栄養・休息・環境が良ければ、人を二本、たらしていました。そのせいで袖口がピカピカに光ついていたものでした。あれが目立たなくなつたのは高度経済成長以来で、これは栄養がよくなつたせいでしょう。抗生素のおかげも少しあるでしょうが、蛋白質をたくさんとれる様になつた事の方が基本的です。子供の青春にみられるように、栄養は健康には大きな要素です。

自分の健康ではなく
自分達の健康を

私達は、どうやら栄養の面は充足してきた様ですが、休息や労働環境の方はどうでしょう？全港湾の調べでは、港湾で働いた人は停年退職して、やっと年金をもらえる年になります。

風邪をひいても休みがとれない、職業病があるのに会社は隠している、等々の労働環境は確実に私達の体を苦しめているはずです。休息や環境の問題は、労働条件であり、労働

組合に結集して解決する他には道はありません。「自分の健康は自分で守る」だけでは、自分達の健康は守られない由縁です。

前回、前々回と、労金労組の頸肩腕障害、米運分会の腰痛というようになってしまっているということです。全国平均ではもっと永生きをしているという時に、過酷な労働は寿命を縮めているのです。皆さんの職場ではどうでしょうか？また、有吉佐和子の「恍惚の人」にも出てきました

が、老人になつてボケルのにも階級性があるそうです。資本にこき使われ、ストレスを貯め、やつと老後にたどりついた心はもうボケ始める。そういうれば、若い頃から悠々自適の生活を送れた人には縁のないことでしょう。



快適な環境・ 安全な職場を求めて

医療法人 南労会

関西環境分析センター

大阪市港区弁天2丁目1番30号

TEL. (06) 574-8049

環境計量証明事業登録

濃度 大阪府 10152号

騒音レベル 大阪府 10153号

作業環境測定機関登録

27 43号

(第1.3.4.5号)

前線から

泉州

銀行労働者に ケイマン 業務上認定

和歌山に本店をもつK銀行に勤める女性労働者Iさんは「頸肩腕障害」が九月下旬、泉大津労基署によって労災認定された。

本件についてはこれまで數度にわたって機関誌にて報告してきたように、Iさんは八〇年四月に入社以来二年間後方事務、その後窓口業務へと移された。その後から肩こりが始まり、

初めはサロンバス等をはりこりを抑えていたが徐々に症状は悪化していき、ついに八四年五月には休業せざるを得ない状態に追い込まれたものである。

Iさんは、その頃から銀行に対し何度も労災の申請をしてくれるように頼んだものの、銀行側は「これまで肩の痛みなどで労災認定になつたものはいない」等を理由に申請を拒んでいた。それでもIさんの執拗な要求に対し銀行側は同年十二月（休業以来なんと七か月後である）ようやく労災申請の手続をとった次第である。

安全センターに相談に来られたのはちょうどその頃であった。それまでの経過を踏まえ、まず信頼すべき

高石市にある玉川診療所を紹介した。その後も銀行側の嫌がらせ、妨害は続き、ましてやIさんの場合、職場内に支援してくれる人がまったくおらず、調査するにも本人の記憶のみに頼らざるを得ないという状況が続いた。しかしながら、銀行側の動きはすでにみえていた。が、労基署交渉等に長きの時間（約九か月）を費やしたことは、被災者の早期救済という観点からいえば一つの反省点もあるだろう。

本件における今後の課題としては、当該銀行での初めての職業病認定というこ

とから、銀行側は他の労働者への波及を恐れ、Iさんに対する以前にも増して圧力を加えてくる可能性は十分考えられ（実際このような銀行側の動きはすでにみえはじめている）、主治医である玉川医師とも協力し態勢をととのえていく必要があるだろう。

六回 東南地域労災職業病

交流会開かる

東 南

全金松本闘争や、報告

九月十九日、平野区役所にて第四回東南地域労災職業病交流会が開かれた。参加者は、地域労保母、市職民生保母、市職平野、東住吉、全金、地区評、など二〇名であった。

今回は、全金松本製作所支部梅本氏難聴裁判の報告で、本人からまず裁判に至る経過が述べられた。梅本氏は一九六七年に製缶溶接工として入社、残業多くて身を粉にして会社のために働いてきたが、七一年ごろから難聴に悩まされるようになつた。会社はこれに対する

して難波にまわすなど冷たい対応をとる。また、勝手な会社のやり方にだんだんと社内の不満も高まってきて、ついに七七年全金支部結成に至るが、会社はありとあらゆる手段で切り崩しにかかり同盟を結成させたのであった。しかし、少數ながらも頑張りつけ、今日に至つており、その職場闘争の軸が「騒音、じん肺」の労災闘争だったのである。

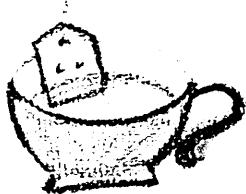
金松本闘争の支援母体とし

て、ついに昨年結成され、全金松本闘争の支援母体となり組みについて報告さ

などデタラメな主張で裁判のひきのばしを図つてきており、さらに第三の鑑定と結成に至るが、会社はありとあらゆる手段で切り崩しにかかり同盟を結成させたのであった。しかし、少數ながらも頑張りつけ、今日に至つており、その職場闘争の軸が「騒音、じん肺」の労災闘争だったのである。

金松本闘争の支援母体として地労委や団交、会社抗議行動に地域の仲間を結集させてきている支援共闘会議事務局の山中氏からこの間の取り組みについて報告された。

会の最後で、市職民生保母より中央審査に向けた署名運動への協力要請がおこなわれ、その他若干の個別相談事案の経過報告がなされ、この日は散会した。



学校給食調理の

労働実態調査を実施

東大阪

労働環境研究会

労働環境研究会による、
東大阪市の学校給食調理現
場の労働実態調査が、十月
十一月に本格的に行なわ
れることになった。これは

この春に行なわれたケイワ
ン、腰痛、皮膚障害の特殊
健診及び健康調査アンケー
トに引き続きおこなうもの
で、今回は特にケイワン、

腰痛の発生原因を明らかに
し、職場改善へと結びつけ
ることをめざし、その方法
について数か月にわたる
討議の末、決められたもの
である。

具体的には、十月中旬の
基金支部のデーターメな公務

回疲労状態をチェック)、及
び十一月の一日の作業姿勢
についての調査の二本立て
で行なわれることになった
いる。これにより、作業負
担と職業病の関連について
を明らかにした報告を提出
することになる。

なお、この調査では、フ
ィールド合宿実行委の医学
生の協力を得ることにして
おり、この面も今後の課題
として注目されるところで
ある。

摂津

データーメ公務外決定をひる がえす牧野訴訟のヨイを

て現在の状況では、基金は
審査の過程と同様、原告の
主張に答えることなく「公
災ではないから公災でない」
と言うだけの現状と言つて
よいだろう。

次回の十月二三日午前十
時より開かれる法廷で基金
より書面が提出されること
になるが、これにより、本
当の裁判の始まりというこ
となるだろう。証人尋問
が始まると思われる来年に
なされたことはなく、この
結果は注目すべきものにな
るだろう。

摂津公務災害認定牧野訴
訟の第三回法廷が、九月十
八日午後一時より大阪地裁
八〇九号法廷で開かれた。
前号でも報告したように

外決定を全面的にこの法廷
で明らかにするために、原
告牧野さんの側から準備書
面を提出しているが、基金
の側からはこの日も準備書
面が出てこなかつた。従つ

向けて、準備活動を強化していきたいと考える。

大阪

10/9 岩佐訴訟 一つの鑑定書出そろひ

今後の法廷は鑑定人尋問に

原発被曝裁判岩佐訴訟の法廷が十月九日午後一時より大阪高裁一〇〇七号法廷で開かれた。この日の法廷では前々日に提出された原告側の推選した鑑定書が双方に手渡された。したがって、これで二つの鑑定書が提出そろつたことになり、今後はこれをめぐつての法廷論争が展開されることになる。

今回出された鑑定書の結論は、岩佐さんの右ヒザ内

側に現れた症状について、放射線皮膚炎によって脆弱になつた部位に何らかの刺激によつて起こされた炎症と見るのが妥当、というものがほぼ考えられないとしている。これは、すでに出ていた高速増殖炉「もんじゅ」の建設が進行するという現状の中で、原発内労働者の被曝が今後増え問題化することが予想される。岩佐訴訟の進展は今後も更に注目に値すると言えよう。

注目されるところである。

次回の法廷は十二月四日

東大阪

安全パトロール品を実施

東大阪

名職場で安全衛生活動の 武器に 東大阪市労組

15

九月十三日、全金枚岡ブロックは安全パトロールを実施した。今回のパトロール対象支部は、タイヨーワイヤー(伸線)、ニッティ(製釘)の二支部。参加者は

ニッティにおいては、全體として良好であった。た

だ、鉄製コンテナが構内に四段積みになつていて危険である、やや照明が暗い場所がある、などの点が指摘された。また、最近、成人病で休業する労働者がで

てゐることから、一般健診に

とどまらず、成人病健診を含め、信頼しうる医療機関において実施していくことを考へる必要もあるだろう。

ストレッチ体操は、だれもが簡単に行える職業病予防対策のひとつであり、これを職場ごとの組合活動家がおぼえることによって、安全衛生活動の取り組みを

たところがある、酸処理槽の局排に問題があるなどの

九月十三日、全金枚岡ブロックは安全パトロールを実施した。今回のパトロール対象支部は、タイヨーワイヤー(伸線)、ニッティ(製釘)の二支部。参加者は

ニッティにおいては、全體として良好であった。た

だ、鉄製コンテナが構内に四段積みになつていて危険である、やや照明が暗い場所がある、などの点が指摘された。また、最近、成人病で休業する労働者がで

てゐることから、一般健診に

とどまらず、成人病健診を含め、信頼しうる医療機関において実施していくことを考へる必要もあるだろう。

ストレッチ体操は、だれもが簡単に行える職業病予防対策のひとつであり、これを職場ごとの組合活動家がおぼえることによって、安全衛生活動の取り組みを



できる。同労組では計六時間についやして身につけた体操教室が、この十月九日に全六週の課程を終了し

た。この取り組みは、同労組の安全衛生推進委員会活動の一環として行われたもので、推進委員及び同労組の中心的な職場である中部環境事業所の職場委員の計四〇名の参加が得られた。

今後は、こうした予防対策を進めると同時に、現業職場での特殊健診の実施などの運動を推進していく予定となっている。

九月十三日、全金枚岡ブ

ロックは安全パトロールを実施した。今回のパトロール対象支部は、タイヨーワイヤー(伸線)、ニッティ(製釘)の二支部。参加者は

ニッティにおいては、全體として良好であった。た

だ、鉄製コンテナが構内に四段積みになつていて危険である、やや照明が暗い場所がある、などの点が指摘された。また、最近、成人病で休業する労働者がで

てゐることから、一般健診に

とどまらず、成人病健診を含め、信頼しうる医療機関において実施していくことを考へる必要もあるだろう。

ストレッチ体操は、だれもが簡単に行える職業病予防対策のひとつであり、これを職場ごとの組合活動家がおぼえることによって、安全衛生活動の取り組みを

大阪

「地域ぐるみの労働争議 強化など活発な討議」 10/12・13 安全センター役員合宿

十月十二～十三日、安全センター第二回運営協議会が、芦屋の生コン技研センターで開催され、山本敬一議長他役員三十名が参加した。

討議された事項は、①本年中に提訴予定の針きゅう訴訟（原告鈴木真規子氏）について、②出稼労働者の健康問題について、③各地域での取り組みについて、④公務災害問題研究会の今後の取り組みについて、⑤機関誌拡大について。

また、紀和病院の現状、

労災保険法改悪反対に向けた動き、労災職業病闘争講座、各労災訴訟の現状、南大阪での労災実務講座への講師派遣、八五フィールド合宿、十一期針きゅう学習会、この間の個別労災認定等の取り組みについて、などについて報告され、それぞれ質疑がおこなわれた。最後に、夏期カンパの目標が達成されたことを含め財政状況が報告された。

パンフレット

誰もが働き続けられる 職場をめざして

保育労働者の労災申請から完全復帰まで

発行：総評大阪地域合同労組キンターハイム分会
関西労働者安全センター

一民間保育労働者がいかにして職業病と戦い、職場完全復帰をはたしたか。

B5版 32頁 300円

主催：自治労北摂ブロック・関西労働者安全センター

公務員の安全衛生 現状と課題

第一回 公務員の安全衛生－現状と課題

講師：中桐伸五氏（自治労顧問医）

11月13日(水) 午後の2時～ 於：高槻市職員厚生会館 3F

安全センターでは、去年末より公務災害問題研究会の活動を開始し、認定問題を中心にこれまで七回の例会で経験交流を重ねてきました。そこで、これまでの中間的まとめの企画として、安全衛生活動、健診問題、

認定問題の三つの課題について大学習会を行なうことになりました。各単組単産からの多数の参加を。

なお、この企画は自治労北摂ブロックとの共催で開催されるものです。

オニ回 (十一月)
「官公労働者の在場健診とその問題点」

オ三回 (一月)

「被津公務認定枚野訴訟
—公務認定の問題点—」

九月の新聞記事がら

日本産業衛生学会の「VDT作業に関する検討委員会」が意見書を発表。労働省、労働組合なども、VDT労働のガイドラインを示しているが、医師の立場からは初めて。

九・六

京福電鉄嵐山線で、京福電車とタクシーが衝突。タクシードライバーが左腕切断などで重体が運転手が軽傷。（京都）

九・一〇

中国・渤海湾の石油掘削ヤグラで大型ヘリコプターが着陸に失敗、大破。日本人二人が死亡、二人が負傷。（中国）

九・一四

東北新幹線花巻～盛岡間で、信号無視の車を追突した市職員が電車にはねられ、頭が折れ、意識不明の重体に（岩手）。二人が重軽傷。

地下鉄天王寺駅で、落とした乗車券を拾い上げた市職員が電車にはねられ、頭が折れ、意識不明の重体に（大阪）。二人が重軽傷。

滋賀県教委が、同県内の養護学校で、実施した調査で三人に一人がスカートを脱ぎ、他の二人が腰痛を訴えていた。後前が腰痛を訴えていた。

滋賀県教委が、同県内の養護学校で、実施したことなどがわかった。その後、教員が腰痛を訴えていた。

滋賀県教委が、同県内の養護学校で、実施したことなどがわかつた。後前が腰痛を訴えていた。

九・一五

国道五四号の交差点で、信号無視の車を追突。車の会社員は即死、四人が軽傷。（奈良）

九・一七

国道五四号の踏切に乗用車が突っ込み、普通電車と衝突。主婦三人が即死。バイクも一台大破。主婦三人が即死。（奈良）

九・一八

労災保険が有限会社の取締役にも適用できるかが争われていても、労働保険審査会は「取締役でも実質的に労働者と認められれば、労災保険を給付できる」とする初の裁決を下した。（埼玉）

九・二〇

メキシコで大地震が発生、死者・不明者は二万人に達するもよう

九・二二

浪速区のマンションで、単身赴任の販売業績の不振を苦に飛びおり自殺。（大阪）

日航機墜落事故で設置された被災者相談室の「世話役」になつた日航社員が、死んでおられる（横浜）

九・二七

高速原子炉増殖炉原型炉「もんじゅ」を動設置許可申請を認めた。民事団を相手に福建を反対して訴訟を提起し、原子炉の建設を止めることを訴えた。原子炉の建設を認めることを反対して訴訟を提起した。

昭和50年10月29日

第三種郵便物認可

「関西労災職業病」

10月号（通巻第137号）昭和60年10月10日発行

（毎月一回10日発行）

● 料金表

部 数	料 金 (年額)
1 部	2000円
2 部	3000円
3 部	4000円
4 部	5000円

部 数	料 金 (月額)
5 部	500円
6 部	600円

●以上1部増えるごと100円増

- 郵便振替 大阪6-315742
- 大阪労金口座 梅田支店 95721

（但し、労金口座御利用の場合は住所・氏名等必ず要事項をハガキ、電話等で必ずお知らせ下さい。）

機関誌定期購読の申し込みについて

「関西労災職業病」は毎月一回の発行で定価は一冊百円です。
近隣地区及びまとめて取扱っていただけるときは直接手渡しで
定価にてお渡ししている場合もありますが、原則としては郵送
配布となっています。この場合の送料込みの料金は左記の表の
通りです。尚、5部以上の場合は送料は当センター負担にてお
送りします。

お申し込みは、電話・通信・直接振込等による納金（この場
合は住所・氏名・金員のうちわけを明示して下さい）いずれで
も結構です。

早く・安く

ちらし・ステッカー・機関紙誌・パンフレット・雑誌・出版な
ど、何でもお気軽にご相談下さい。係員が参上致します。

(株) 千里印刷 06-351-1127
大阪市北区天満橋3-5-28